

ASUKA システム利用規約

株式会社アクル(以下「当社」といいます)は、この利用規約(以下「本利用規約」といいます)に基づき不正検知・認証システム(サービス名「ASUKA」、以下「本サービス」といいます)を契約者(本利用規約に同意し、本サービスの利用者として本利用規約の当事者となった者)に対し提供するものとし、契約者は本サービス利用にあたり本利用規約に同意するものとする。本利用規約の内容は、本サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます)の内容となり、本利用規約と個別の契約が異なる場合は、個別の契約内容が本利用規約に優先して適用されるものとする。

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

当社は、契約者に対して、この利用規約(以下「本利用規約」といいう)に基づき、本サービスを提供する。

第2条 (本規約の目的および法的性質)

- 商品・サービス等の販売事業者である契約者が、当社に対しセキュリティ支援を委託し、当社がこれに応諾し、契約者の商取引におけるセキュリティ支援を実施することに合意するものとし、当該委受託にかかる基本的事項を明確にするため、本利用規約に基づき利用契約を締結する。
- 本規約に基づく利用契約の法的性質は、準委任契約とする。

第3条 (定義)

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- 本サービス

本利用規約に基づき、当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして提供する不正検知・認証システムサービ

ス(サービス名「ASUKA」)

2. 当社サービス

当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして提供するシステムサービス全般

3. 契約者

本利用規約に基づき、実際に本サービスの提供を受ける者

4. 利用契約

本利用規約に基づき、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

5. 利用規約等

本利用規約のほかに、当社と契約者の間に締結される本サービスの提供に関する契約がある場合、利用規約およびそれらの総称

6. 本サービスの趣旨

不正な意図でなされた注文やアクセス等を事前に検知し認証するサービスを当社が提供すること

7. 正当な利用目的

不正な意図でなされた注文やアクセス等を事前に検知し認証するために、本サービスを利用すること等、当社が社会通念に基づき妥当と判断した本サービスの利用目的

8. 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

9. 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア並びに当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

10. ユーザID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

11. パスワード

ユーザID と組み合わせて契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

12. 契約者提供情報

当社が本サービスを提供するために必要とし、または、本サービスを向上させるために要請する情報の総称

第4条 (通知)

当社から契約者への通知は、原則として管理画面等への掲載または電子メールの送信により行うものとする。当社が

必要に応じて、書面の送付、当社ホームページへの掲載の方法により行うものとする。これらの場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ管理画面等への掲載、電子メールの送信、書面の送付または当社ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第5条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権等の一切の知的財産権は、契約者には帰属しないものとする。本サービスは、日本の著作権法その他に関連して適用される法律等によって保護されている。本サービスとともに提供されるドキュメント等の関連資料についても同様とする。
2. 契約者は、本サービスの利用を非独占的に許諾されるものにすぎず、本サービスに関する知的財産権その他の権利を、契約者が取得するものではない。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用規約等に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡し、または、担保の目的に供してはならないものとする。

第7条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は当該再委託先（以下「再委託先」といいます）に対し、当該再委託業務の遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第8条（表明保証）

当社および契約者は、本サービスの利用契約の締結時および利用契約期間中において、契約者の役員（実質的に経営権を有する者等を含みます。）が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を言います。当社または契約者は、相手方またはその役員が以下のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続を要すことなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

1. 反社会的勢力である場合
2. 当社または契約者（いずれもその役員を含みます。）が、自らもしくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、またはそのおそれがあると、相手方に判断された場合
 - (1) 反社会的勢力であることを標榜した場合
 - (2) 反社会的勢力を利用した場合
 - (3) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
 - (4) 名誉や信用等を毀損した場合
 - (5) 業務を妨害した場合
 - (6) 違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合
 - (7) 不法または不正な取引を行った場合
3. 本条に記載する事由による利用契約の解除が行われた場合、当社は、契約者から被った損害につき賠償を請求することを妨げられないものとします。また、当社は、本条に記載する事由による利用契約の解除により契約者にいかなる損害が生じた場合も、これを一切賠償しないものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第9条（合意管轄）

契約者と当社の間で、利用規約等その他契約者による本サービスの利用について紛争が生じた場合には、訴額等に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第11条（協議等）

利用規約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上、解決することとする。なお、利用規約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用規約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を、無効な部分と置き換えるものとする。

第12条（利用規約の変更）

当社は必要に応じて本利用規約の改定を行うことができるものとし、改定後に契約者による本サービスのご利用があった場合、契約者は改定後の規約を承認したものとみなします。本利用規約の改定を行う場合には、30 日前迄に電子メールまたは当社所定の Web サイトにて、通知または告知するものとします。

第2章 利用契約の締結等

第13条（申し込みと利用契約の締結）

1. 当社所定の申し込み方法によって本サービスを申し込み、当社が承認した契約者に対し、当社は本サービスを提供する。申し込みはオンラインまたは当社所定の申込書で行うものとし、当社から送付される契約内容確認書または確認メールをもって申込み控えとする。
2. 申込みに対し当社で審査を実施したのち、契約者に対して契約内容確認書の送付または確認メールの発行をもって、当社と契約者の利用契約が締結されたものとする。また、申込者が本サービスの利用の申込みを行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本利用規約の内容を承諾しているものとみなし、申込者はこれに同意するものとする。

第14条（変更通知）

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込時に登録した契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により、変更予定日の前日までに、当社に通知するものとする。
2. 契約者が前項に従った通知を怠ったことにより、契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、当社は、一切責任を負わないものとする。

第15条（契約者からの利用契約の解約）

契約者は、本利用契約を解約したい場合には、解約する旨を書面または電子メールにて通知することにより、当社に通知した日の翌月末日をもって利用契約を解約することができるものとする。

第16条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、契約者が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知または催告を要することなく、本サービス利用にかかる契約の全部または一部を解約することができるものとする。

- (1) 利用申込時または利用変更申込時の情報、その他通知内容等に虚偽記入または記入もれがあった場合
- (2) 支払停止、支払不能、または手形・小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 第30条(禁止事項)第1項各号に該当する行為が行われた場合
- (7) 契約者が取扱う商品またはサービスが、公序良俗に反する等、当社が当社サービスを提供することが不適切であると判断したとき
- (8) 利用規約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内には是正されない場合(本条第1項6号または同7号の場合を除く。)
- (9) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (10) 第8条(表明保証)に関し、真実でないことまたは不正確であることが判明した場合、または、当社がそのように判断する合理的な理由がある場合
- (11) 契約者が当社サービスを利用する目的が、本規約第3条7号における正当な利用目的に違反し、または、本規約第3条6号における本サービスの趣旨に反する場合、または、それらに反するおそれがあると当社が判断した場合。
- (12) その他利用契約を履行することが不可能または困難となる事由が生じた場合

第17条(契約終了後の処理)

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。)を利用契約終了後直ちに、返還または消去するものとする。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、契約者から提供を受けた取引情報その他本サービスの利用のために当社に提供した全ての資料等を、利用契約終了後直ちに、契約者の指示に基づき、返還または消去するものとする。

第18条（本サービスの種類と内容）

1. 契約者が具体的に利用できる本サービスの種類および内容は、本規約第3条1項にて定めるものとする。
2. 契約者は、以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとする。
 - (1) 第42条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとする。
 - (1) 契約者の利用するソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 契約者の当社へ連携したデータの内容、変更等に関する問い合わせ

第19条（利用期間）

本サービスの利用期間は、3ヶ月間とする。ただし、当社が定める方法により期間満了30日前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日から更に3ヶ月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第20条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、利用開始日から起算して3ヶ月とする。
2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第15条に従うものとする。

第21条（システムサポート）

当社は、本サービスにかかるシステムをバージョンアップすることがあり、この場合、当社は、バージョンアップ以前のシステムのサポートサービスを停止することができるものとする。

第22条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。

第23条（本サービス用設備の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、当社所定の方式により遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧する。
3. 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者、当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施するものとする。

第24条（一時的な中断および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。
 - (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中

断できるものとする。

3. 当社は、当社の故意または過失による場合を除き、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者またはその他の第三者が被害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

第25条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとする。

1. 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 廃止日の60日前までに契約者に通知した場合

第4章 契約者の義務等

第26条（自己責任の原則）

1. 当社および契約者は、本サービスに関連して、自己の責に帰すべき事由で契約者の顧客などの第三者（国内外を問いません。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。当社または契約者が本サービスに関連して第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても、当該損害が相手方の責に帰すべき事由によらない場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。
2. 契約者は、取引情報を当社に対して提供するものとする。取引情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、それに関連するいかなる問合せも受けず、また、それ起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
3. 当社および契約者は、故意または過失により相手方に損害を与えた場合、相手方に対して、合理的な範囲において当該損害の賠償を行うものとする。

第27条（利用責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、当社指定の方法で当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は原則として利用責任者を通じて行うものとする。
2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、遅滞なく通知するものとする。

第28条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとする。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとする。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は

契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。

第29条（ユーザ ID およびパスワードの管理）

1. 契約者は、当社が契約者に提供するユーザ ID やパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとする。ユーザ ID やパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとする。契約者のユーザ ID やパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとする。
2. 第三者が契約者のユーザ ID やパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払いその他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとする。ただし、当社の故意または過失によりユーザ ID やパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではない。

第30条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとする。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
 - (3) 利用規約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- (11) 本サービスに関して逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバース・エンジニアリング行為、または本サービスのソースコードもしくはプロトコルの解析行為
- (12) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (13) 本サービスを利用して特定商取引法または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する行為
- (14) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

- 2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとする。
- 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または、契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であること、を知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではない。

第31条 (協力義務)

契約者および契約者の関係会社に対する監督当局、その他行政機関、官公署等による検査が実施されることとなった場合、当社は当該検査の実施に協力するものとする。

第32条（秘密情報の取り扱い）

1. 本条でいう秘密情報（以下「本件秘密情報」という）とは、利用規約等に基づき契約者または当社から相手方に開示された情報および本サービス遂行上知り得た営業上・技術上の一切の情報をいう。契約者が当社に提供する取引情報、当社が契約者に対して提供する本サービスの技術上または営業上その他業務上の情報および利用規約等の内容（契約者による利用サービスおよび利用料金を含みますが、これらに限られません。）については、本件秘密情報にあたるものとみなし、また、次の情報は本件秘密情報にはならないものとする。なお、個人情報の取扱いについては、別途当社と契約者との間で締結される覚書によるものとする。
 - (1) 相手方から開示を受けた後に、自らの責に帰することができない事由により公知となった情報
 - (2) 相手方から開示を受ける前に、自らが知得していた情報
 - (3) 相手方から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - (4) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
2. 契約者および当社は、本件秘密情報を、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 契約者および当社は、本件秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、開示当事者の書面による事前承諾のない限り、第三者に開示、漏洩しないものとする。
 - (2) 当社は、契約者より提供を受けた本件秘密情報を、当社サービス遂行および品質の向上、新規サービスの研究開発、購買データの解析等目的の範囲内で使用し、必要な範囲内で本件秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という）を複製または改変することができるものとする。
 - (3) 契約者および当社は、開示当事者の書面による承諾を得て、本件秘密情報を第三者に対して開示しようとする場合には、当該第三者に対し利用規約等に定めるのと同等の義務を課するものとし、当該第三者がこれに違反したときは、開示当事者に対し直接その責任を負うものとする。ただし、本サービスの提供および利用に際して、契約者または当社が依頼する弁護士・公認会計士等の法律上の守秘義務を負う者に開示する場合は、書面による承諾は不要とする。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者および当社は、本件秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求もしくは指導により開示すべき情報を、当該法令の定めまたは当該官公署の要求もしくは指導に基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、契約者および当社は、関連法令に

反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。

4. 本件秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。善良な管理者の注意をもって秘密情報を保管・管理するものとし、秘密情報の管理責任者および保管場所を特定して、秘密情報が当該保管場所以外に搬出されることが無いようにするものとする。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第7条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく本件秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとし、万が一再委託先が当該義務に違反した場合には、契約者に対して、再委託先と連帯して賠償の責を負うものとする。
6. 契約者は、当社の要請があったときは、資料等(第17条に定める資料および、それらに基づき相手方の承諾を得て複製、改変した本件秘密情報を含みます。)を当社に返還または消去するものとする。なお、本サービス終了後は、第17条のとおりとする。
7. 契約者は、当社不正検知・認証システムのサービス提供に際して知り得た秘密情報、独自システム、ノウハウ等に類似、競合する製品、システム、ノウハウ等を、本サービス利用期間中または契約終了後5年以内に開発した場合あるいは第三者をして開発をさせた場合において、当社から要求があったときは、当社から開示された秘密情報を使用していないことについての合理的な説明を、書面にて提出することとする。
8. 第7号を除く前各項の規定は、本サービス終了後、5年間有効に存続するものとし、第7号の規定は、本サービス終了後、5年間有効に存続するものとする。

第6章 個人情報等の取り扱い

第33条 (契約者の責任)

1. 契約者は、個人情報を当社へ提供する場合、当該個人情報によって識別される特定の個人(以下「本人」という)に事前に当社へ提供を実施する旨を個人情報の取得根拠となる契約に定めるなどして同意を取得していなければならない。
2. 契約者は、個人関連情報を当社へ提供する場合、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意を取得していなければならない。

3. 契約者が当社に提供する個人情報等（個人情報および個人関連情報をいう。以下同じ）は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017 等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
4. 契約者は、第三者提供にかかる本人の同意について記録するため、同意を得た書面、システム上での同意取得のログを適切に保管しなければならない。
5. 契約者は、本利用契約の締結後、その名称、住所、または代表者が変更になる場合には、当社に対してその旨の連絡を行わなければならない。

第34条（安全管理の措置）

当社は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、当社および当社の従業員に対して、本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、棄損しないよう、万全の管理体制を講ずるものとする。

第35条（第三者提供に関する事項）

個人情報の第三者提供にかかる事項については、当社または契約者の請求に応じて、当社が必要と認めた場合には、別途覚書を締結する。

第36条（契約範囲外の複写・複製の禁止）

当社は、本業務において契約者から提供を受けた個人情報および個人情報が記録された媒体（紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む）その他一切の資料等を、契約者の承認もしくは指示のある場合や、本サービスの性能向上において必要な場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

第37条（提供契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄）

当社は契約の終了時または契約者からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに返還または廃棄するものとする。

第38条（再委託に関する事項）

当社は、契約者から第三者に対して本業務の全部または一部を再委託する場合は、第三者に本規約と同等の秘密保持義務を遵守させるものとする。

第39条（個人情報の取扱状況に関する報告）

当社および契約者は、相手方における個人情報の取り扱い状況について、必要な場合に報告を求めることができるものとする。この場合、報告の求めを受けた相手方は、合理的な範囲内において、速やかに応じるものとする。

第40条（事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項）

当社の管理下において個人情報の滅失、漏えい、毀損等の事件・事故が発生した場合、当社は直ちに契約者に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために適切な措置を取るものとする。

第7章 損害賠償等

第41条（損害賠償の制限）

当社が、故意または過失により利用規約等に違反したことが直接の原因で、契約者に現実に発生した損害について、契約者は、当社に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、当社の故意または過失による利用規約等の違反以外の事由から生じた損害、当社の予見し得なかった特別の事情から生じた損害、および逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとする。

第42条（免責）

1. 本サービスまたは利用規約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、前条の場合を除き、契約者に発生した損害（以下の事由による場合を含みますが、これらに限られません。）については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入(ただし、当該コンピュータウイルス対策ソフトが十分な安全性を備えたものとして広く認知されているものであることおよび当社がウイルス定義ファイル等を定期的かつ速やかに更新していることを条件とする)
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)およびデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社に対して適時に契約者提供情報が提供されず、本サービスが契約者に対して提供されなかったことによる損害
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負わないものとする。

2022年8月1日 第2版制定